

議会改革検討委員会会議録

令和4年5月26日

本日の会議に付した事件

○協議事項

議席の一部変更（追加）

検討項目について

議員提案政策条例の体制づくりについて

議員定数について

政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について

陳情の取扱いについて

次回の開催日程について

出席委員（8名）

委	員	長	加	藤	仁	司	君
副	委	員	長	安	野	裕	子
委		員	篠	原		弘	君
委		員	鈴	木	美	伸	君
委		員	鈴	木	紀	雄	君
委		員	楊		隆	子	君
委		員	田	中	利	恵	子
委		員	俵		鋼	太	郎

事務局職員出席者

事務局 長	柏 木 敏 幸
副 事 務 局 長	室 伏 正 彦
議 事 調 査 担 当 課 長	高 橋 洋 子
総 務 係 長	城 所 淳 子
議 事 調 査 係 長	小 林 正 佳
議 事 調 査 係 長	橋 本 昇
書 記	本 多 翔 悟

午後 1時29分 再開

○委員長【加藤仁司君】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより議会改革検討委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和4年4月21日に引き続きまして、第5回目の委員会となります。

会議に当たりましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本委員会におきましても、出入口の扉は開放するとともに、小まめに換気を行いますので、御承知おきください。

ここで、議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○議長【大川 裕君】 令和4年5月18日付で小谷議員が、会派「志民・維新の会」に入会されたことに伴い、会派「志民・維新の会」からの選出委員として鈴木美伸委員が選出されておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、議事を進めてまいります。

本日の議題は提出事項のとおりであります。お手元の提出事項に従いまして進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もありませんので、そのように進めさせていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 初めに、協議事項の（1）議席の一部変更（追加）を議題といたします。

について、イ 議員定数について、ウ 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）、キ 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方についての4項目でございます。

各項目における網かけのものにつきましては、多数となっているお考えでございます。予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方についてにおきましては、「原則として実施しない」は「実施しない」に含めて集計させていただいております。

なお、政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）の上限額に関連する情報としまして、令和2年度及び令和元年度の政務活動費の計上状況から申し上げさせていただきますと、インターネット回線利用料におきましては、1万円を超える計上額の方はいらっしゃいません。コピー機リース代におきましては、1万円を超える計上額の方もいらっしゃいます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】 書記の説明は一定分かったのですが、調査結果のとりまとめ一覧表とあります。これを見ますと、各会派の最終的な、ここまでの考え方というのは分かるのですが、それにいたしましても、事前にお配りいただいていた調査票がありますよね。この調査票を使った結果が、この調査結果のとりまとめ一覧表に書かれているわけなのですが、本当に申し訳ないのですが、例えば、会派「誠風」は議員定数についてという調査票の中で「次の観点から理由を御記入ください」というところを全然書かれていないのですが、これはなぜ書かれていないのかというところが分かりましたら、教えていただきたく思います。といいますのは、こうしたところもできるだけ記入されておられると、大体、今の段階で各会派がどのようなお考えを持っていらっしゃるのかが分かるのです。非常に、そういう意味では、調査票の果たす役割というのは大切なこともありますので、理由だけお伺いします。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 誠風に対しての御質問ということでよろしいですね。

○委員【田中利恵子君】 はい。

○委員【篠原 弘君】 ただいまの田中委員の御質問についてお答えいた

つまり、現行の制度を活用すべきではないかということで「不要」です。

○委員【楊 隆子君】 私どもは、議員提案政策条例を考えていくための土台をつくっていくために、体制づくりがあればいいのではないかと。そして、条例策定に当たって、議会においても議論を活性化させていきながら、住民のための政策の立案能力を、それぞれの議員も高めることにつながると考えまして、「必要」といたしました。

○委員【篠原 弘君】 私どもの会派の意見としては、お手元に全てを記載しておりまして、背景としては、地方分権の重要な柱の一つである住民自治の充実の観点から、地方議会のさらなる改革が求められております。それと、政策条例ですけれども、市長と異なった立場で政策立案を直接行うものであって、市民にとっては、複数の政策の選択肢が広がります。

また、議員提案政策条例の制度設計の過程で、議会での議論が活発化して、議員相互の政策立案能力が相乗的に高まることにもつながるということから、この条例づくりに当たっての支援体制はしっかり整備すべきというところでございます。

以上です。

○委員【鈴木美伸君】 議員提案政策条例の策定を支援する体制づくりについてですけれども、うちの会派は、以前、議会事務局に調査担当係が設置されていたというふうに記憶しております。現在は廃止されておりますが、この廃止に至った経緯について、まずは検証すべきという意見でございます。ですから、「その他」ということです。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 私どもは「必要」ということで記載をさせていただいておりますけれども、調査票のほうにも書かせていただいておりますとおり、議員がこういう政策の条例をつくりたいと考えたときに、議員だけでその条例化をすることは非常に負担が大きいし、困難なものがあるというふうに思っております。そのためには、議会事務局に頼ることになってしまいますけれども、一定の担当者を定めるなど政策条例策定の意向に対応できる窓口を設けることにしたらどうかと。そして、その後は、また議会事務局のスタッフの中で一定のスタッフなりプロジェクトを組むなりして、その議員から求められる政策条例の立案に向けて、検討していただくというような形にしたらどうかというふうに思っております。

以上です。

○委員【俵鋼太郎君】 うちの会派はさらなる調査をしたいと。というの

は、この他市の例いただきました。いろいろな市に問い合わせしてみたのだけど、つくった
はいいけど、機能しないっていうのが多々見受けられました。では、どんな仕組みだっ
たら機能していくのか、そこまで深めた上で、この協議を考えるべきことだと思ってお
りますので、今の段階で「必要」・「不要」というよりも、何が本当に必要なのか、そこ
から本当にさらに検討していきたいと思っております。

○委員長【加藤仁司君】 各会派から御意見がありました。皆様から調査票
を出していただいて、その集計のところにありますように、「必要」とする会派が3会派、
「不要」とする会派が1会派、「その他」が2会派ありました。今、いろいろ御意見を
いただきましたが、この検討項目につきましては、正副委員長としましては、次回の本委員
会で一つの方向性を決定していきたいと考えております。そのような点も踏まえまして、
御意見をいただきたいのですが、先ほど、鈴木美伸委員から質問のような形で「事務局に
調査担当係が今まで設置されていたが、現在は廃止されている。廃止に至った経緯につ
いて検証をすべきと考える」という趣旨の発言がありましたが、この経緯等が今の段階で事
務局のほうからお伝えすることができればお願いしたいと思います。

○書記【本多翔悟君】 ただいま、志民・維新の会の鈴木美伸委員から御
質問いただきました案件でございますが、過去の記録等を調べさせていただきましたと
ころ、平成19年度から平成20年度にかけて、それまで単独で「議事係」と「調査係」があ
ったものが、現在の「議事調査係」になっているという状況でございます。その理由で
ございますが、職員定数の変更ですとか全庁的な機構改革、これに伴いまして、よりス
リムで効率的な組織を目指していくという中で、このような体制の変更があったものと思
われるものでございます。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 これに対して、鈴木美伸委員いかがですか。よろ
しいですか。

○委員【鈴木美伸君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、現状、今申し上げました、この集計と
なっておりますけれど、現段階でさらなる御意見のある会派がございましたら、挙手
をお願いします。

○委員【鈴木美伸君】 私は俵委員と同じような考えです。うちの会派に
持ち帰っておりませんので、会派のほかの議員の意見は今の段階で聞くことはでき
ません

ありましたら、発表をお願いいたします。

また、その際に、議員定数の増減に関しまして、具体的な数字、こちらのほうをお持ちでしたら、併せて発表をお願いいたします。特段お持ちでなければ、結構でございます。

○委員【田中利恵子君】 事前の調査票には、お手元にあるとおりそのように書かせていただきました。それを少し整理をいたしましたので、そのことについて申し上げたいと思います。3点ございます。

1点目は、本市の2022年度の一般会計予算額の合計が、皆様、御承知のように710億円でした。これは過去最高となったわけですが、しかしながら、議会費の構成割合は0.63%と、僅か1%にも満たないという、こういう状況にありました。私といたしましては、私どもの会派としましては、二元代表制の下で市民のために議会は切実な市民要望の実現のために、市政の監視機能とその権能を発揮するために、議員の人数の確保は必須だと思っています。ですから、今申し上げておきますと、定数を削減したのでは本末転倒だと考えております。市民要望に応えられないということになりかねないと考えています。

2点目は、撤廃こそされましたが、法定定数からいたしますと、34名になりますので、7名も本市議会は不足しているということです。かつての法定定数の考え方は、人口と面積から議員の人数を導き出したもので、理にかなったものでした。上限が撤廃され、全国の自由度が広がりましたが、財政難を理由とした大幅な削減が全国の自治体に見受けられました。しかし、先ほど申し上げましたが、一般会計に占める議会費の割合はごく僅かで、民意を吸い上げ、それを具現化していくためには、必要な人数の確保をすべきで、かつての法定数の考え方は今にも通じると考えております。

3点目、最後なのですが、私は前回の議会改革推進委員会の副委員長をしておりましたが、そのときにも、これから申し上げることが議論となりました。関西学院大学経済学部教授の林宜嗣氏によりますと、定数の、標準的な議員定数の計算、これは政令市を除きますが、それによりますと、本市議会は定数29名が必要だということになります。この計算式でも、人口と面積から定数が導かれております。ですから、この計算式からいたしますと、あと2名不足しているということが言えます。以上は、「第9回全国市議会議長会研究フォーラム in 岡山」での、このときのテーマは「分権改革20年と地方議会のあり方」ということで、パネリストとして林宜嗣氏が招かれて、先ほどの標準的な議員定数の計算、こういったことも含めて御講演をいただいたという、こういう内容になります。前回の議会改革推進委員会では、私ども日本共産党ではなく、他の会派から、このことが御紹介さ

すべき」という意見については、議会の監視機能や政策提言機能とともに、政策立案機能も低下させてしまうのではないかという意見もあります。「減らすべき」としたところでは、政策提言機能については、現在検討している「議員提案政策条例の体制づくりについて」の策定支援体制の確立によって、強化を図れるのではないかという意見もあります。

それから、「これまでの削減実績」については、割愛します。

最後に、「類似都市との比較」は、先ほど田中委員からもお話がありましたけれども、学識経験者の方の見解を述べられたところでもありますけれど、この点については、「現状維持とすべき」というところでは、そもそも類似都市の定数が適正であったとする指標も確証も何もないので、類似都市と比較する必要性は乏しいのではないかという意見が一つあります。「減らすべき」とするところでは、議員1人当たりの人口は、小田原市が約七千人なのです。類似都市である6市は6市の平均が約八千人ということで、1,000人の差があります。これを類似都市並みにすると、1人の削減では数字的には合わないという、そういう意見もあります。ですから、類似都市と比較すると、相当数減らさないと類似都市並みにはならないという状況という意見がありました。

以上です。

○委員【鈴木美伸君】 志民・維新の会は、「現状維持とすべき」と「減らすべき」という意見の二通りございました。今、誠風の篠原委員から発言がありましたけれども、類似都市との比較による妥当性については、うちの会派は見解が違いまして、全国的な見地から見ると、定数状況から見て、妥当であるという意見がありました。定数減という意見は若干名です。誠風とは少し見解が違いますけれども。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 今、誠風の意見とおっしゃられましたけれども、誠風は「両論併記」ですので、両論申し上げておりますので、今、御指摘のところは、誠風の意見では集約された意見ではありませんので、そこだけ御理解いただきたく思います。

○委員【鈴木美伸君】 失礼いたしました。

○委員【鈴木紀雄君】 私どもは、原則として、議員定数は削減すべきだろうというふうに考えております。人数としては、急にはそんなに減らせられないだろうから、1名減員というのを目標として掲げさせていただいております。ただ、今、いろいろとお話もありましたように、全体的にこう回りますと、市民の意見としては、議員定数多いんじゃないのかという意見も多くあります。ただ、これは実質的に検討された話ではな

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのイ 議員定数についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのウ 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）を議題といたします。

この項目につきましても、検討項目についてのア、イと同様に、調査結果をとりまとめた一覧表を委員の皆様事前に配付をさせていただいております。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 こちらの項目につきましても、先ほど御説明をさせていただきました資料1となっておりまして、各党派から御提出いただきました調査票を集計したものでございます。網かけの部分につきましては、多数となっている考えを示させていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

○委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、日本共産党、田中委員から調査票に記載していただいておりますが、補足等ありましたら、発表をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 インターネット回線利用料、それからコピー機リース代の按分率設定への考え方といたしましては、これは「有」ということなのですが、上限額設定への考え方といたしましては、これは双方とも「無」といたしました。それは、政務活動費以内ならば、議員個人の考え方で、それをいかようにも活用していくということは、これはよいのではないかというような考え方から、上限額設定への考え方は「無」といたしました。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 インターネット回線利用料も、それからコピー機リース代も、コピー機は全員がリースしているわけではないですけれども、どちらも活動に必要なものとして、今まで曖昧というか、明確に政務活動費の中に計上したりしなかつ

たりする部分が本当にありましたので、ここで明確になるといいなと思いました。ただ、ここにインターネット回線利用料の上限を1万円と書いたのですけれど、皆さんの話も聞くと、1万円もかからないかなと思いました。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 誠風は、まずインターネット回線利用料ですけれども、本年度にタブレット端末が導入される予定となっておりますので、その利用状況や利用のルール等を踏まえて、再度検討すべきではないかということで意見集約をしています。したがって、「無」ということで、按分率の設定については、当面「無」ということに回答させていただいております。

それから、コピー機のリース代につきましては、按分率は「50%」ということにしてございますけれども、上限額については、相場から1万円を超えるリース代になることは考えにくいために、上限額は「設定しない」ということにさせていただいております。

○委員【鈴木美伸君】 按分率については、うちの会派は、インターネット回線利用料とコピー機リース代ともに「有」ということで、それから、具体的な按分率ですけれど、「50%」ということです。

それから、上限額についてですが、うちの会派は、両方とも「1万円」という意見で集約しました。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 私どもも同じような記載になっておりますけれども、今回、先ほどもお話のありましたようにタブレット端末の導入があります。それによって、ネット環境が必需ということになりますので、この部分は必要経費になると思います。ということから、ただ、タブレット端末を導入することによって、そのネット環境を整備するというのが、1万円を超えることはないだろうというふうに思っておりますので、上限額は1万円までということに限定できるのではないかとということで、限度額を「1万円」とさせていただいております。いずれにいたしましても、コピー機のリース代にいたしましても、いわゆる政務活動の範囲内で使うということが原則ですので、そういう意味からいくと、普通の場合には、政務活動で使うとすれば、5,000円くらいでコピー機リース代の上限も収まるのではないかと想定で「5,000円」というような形で設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

す。つまり、議場の中は当然Wi-Fiを飛ばしますし、ご自宅のほうでWi-Fiが飛んでいれば、そのWi-Fiを使って通信をしていただくような機器が入るということです。では、Wi-Fiが飛んでいないところでは、通信ができないではないかというところがございしますが、それはしてはいけないというわけではなくて、自費で携帯電話会社との契約をしていただいて、Wi-Fiが飛んでいないところでも、携帯電話会社の通信網を使って通信をするというような個別に契約をするというような形はできるということで、いろいろな場所で使うことができるというふうに整理をしているところでございます。つまり、そのタブレット端末が導入されて、Wi-Fiが飛んでいるところ以外で使いたいといったときに、そのインターネット回線利用料というものを個人で負担していただかないと、そのせっかくのタブレット端末が使える場所と使えない場所ができてしまいますので、そこを誠風や緑風会の方々に一定負担が増えてしまう方がいらっしゃるのではないかとということも見た上で、判断をしたほうがいいのかというお考えであるのかなと推察するところでございます。

○委員長【加藤仁司君】 今の事務局の説明を踏まえて、ほかに御意見等ございますか。

○委員【俵鋼太郎君】 仮定の話になるけど、来年の選挙があつて、新しい新人の議員が入ってきました。その方は家にWi-Fiを整備していませんでした。その代わりに、市役所からタブレット端末が配付されました。では、家で使うためにどうしたらいいか。自分でWi-Fiを整備するか、または、電話回線を契約する。今も、按分するのであれば、半分は本当に自分のお金でやってくださいという話ですよ。それってどうなの、いかがなものかなっていうのが正直なところです。

以上。

○委員長【加藤仁司君】 今の俵委員の御意見は、誠風と同じようで、だから「無」ということでいいのではないかと御意見でよろしいでしょうか。

○委員【俵鋼太郎君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時28分 再開

○委員長【加藤仁司君】 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。委員の皆様からいろいろな御意見をいただきました。インターネット回線利用料の按分率の設定についてですが、各党派で御意見が分かれています。按分率の設定は「有」と。

そして、按分率は「50%」にするということで決定をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

続きまして、上限額の設定について、お考えや御意見のあります方は挙手を願います。上限額につきましては、「有」が3会派で「1万円」という状況です。「無」も3会派という状況です。

○委員【楊 隆子君】 調査票に上限額「1万円」と書いたのですが、ほとんど1万円もかからないので、これは「無」でもよいとします。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 今の相場では、1万円もかからないということですね。

○委員【楊 隆子君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 同じく「1万円」ということで設定されていた、会派「志民・維新の会」はいかがでしょう。

○委員【鈴木美伸君】 会派の意見ではありますが、私は一切計上しておりません。こういうふうな諸々のガソリン代も携帯電話料金も。ですから、会派に持ち帰らないと申し上げられませんが、ここで決めてよいのであれば、私は1万円でもそれ以外でも構いません。

○委員長【加藤仁司君】 大勢順応ということでよろしいでしょうか。

○委員【鈴木美伸君】 はい。

○委員【鈴木紀雄君】 私どもは、按分率は「無」ということで申し上げておりましたが、その場合にも、大方の方は1万円以下でクリアされるだろうということで設定させていただいておりました。ただいま按分率は50%までとありましたので、1万円でもそれはそれでいいのかなと思っております。ただ、現実として、先ほども1万円までいく人はほとんどいないというお話も聞いておりますので、どんな形のインターネット回線利用料であったとしても、1万円と設定することはやぶさかではないと思うところではありますけれども。これは皆さんの協議の中で決めていただければと思います。一応、「1万円」という設定を提案させていただいております。

○委員長【加藤仁司君】 上限額「1万円」とされました会派の中で、緑風会の鈴木紀雄委員のほうからはそのままにしたいということによろしいでしょうか。

○委員【鈴木紀雄君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 それ以外の「1万円」と設定されていた会派につきましては、そこまでいかないだろうということで、もうそれは「無」ということでいいということです。鈴木紀雄委員におかれましては、いかがでしょうか。

○委員【鈴木紀雄君】 皆様の御意見に賛同させていただきます。1万円までいかないだろうということです。それを外すということは結構です。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、このインターネット回線利用料における上限額設定の上限額については、「無」ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 続きまして、コピー機のリース代についてですが、この資料1の表のとおり、按分率の設定を「有」が5会派で、「50%」とする会派が4会派、「その他」とする会派が1会派。按分率の設定を「無」が1会派でございます。

ここについても、「有」という会派が5会派ということですが、按分率の設定は「有」ということによろしいでしょうか。御意見があれば。

○委員【俵鋼太郎君】 私、先ほども言いましたけど、パソコン買ったら全額計上できて、リースなら半分しか計上できないっていう、その理由を教えてください。

○委員長【加藤仁司君】 パソコンを購入したら全額というのは、少し違う部分があるのかなと思いますが、事務局のほうで説明できますでしょうか。

○総務係長【城所淳子君】 パソコンに関しましては、全額を計上されていらっしゃる方もいらっしゃいますが、基本的に10万円を超えるものはできるだけ購入は控えてくださいというお願いをしております。ただ、実際に購入されたものがそれを超えたものであっても、そのために必要だということで計上される方もいらっしゃいますので、その状況を聞きながらの収支計上ということになりますが、計上される方でも、10万円を超えない中でも、按分をされて購入したものが政務活動以外でも使われるということもあるということになると、やはりそこは按分をして計上されているという方もいらっしゃるという状況でございます。

以上でございます。

○委員【俵鋼太郎君】 パソコンを購入した場合に、50%しか計上できないというルールがあるのであれば、リースも按分でいいと思っている。ただ、今みたいにパソコンを購入した場合は、ケースバイケースで判断しているのであれば、リースだけ按分にするという理由づけが僕の中でできなかったのも、「不要」という形にしているのだけれど、そういった理由なのだけれど、ちなみに、もう一言だけ言っておくと、私、パソコンを買うと大体20万円を超えますよ。今どき10万円のパソコンなんて使いものにならないというのが、正直な個人的意見。

○委員長【加藤仁司君】 とりあえずの御意見ということでよろしいですか。

○委員【俵鋼太郎君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 ほかに御意見もないようですが、先ほど来、申し上げているように、他の5会派のほうで按分率設定が「有」ということになっております。御意見もいただきましたが、俵委員いかがでしょうか。

○委員【俵鋼太郎君】 では、リース代は按分でもそれは構いませんが、それと同時に、パソコンを購入したときはどういったルールにするのか、それも明確に今後決めていただきたいと申し述べて、それでいいなら、いいですよ。その辺を曖昧にしておきながら、リース代だけ按分というのは、正直、理解、納得いきません。

○委員長【加藤仁司君】 今、パソコンの部分についての、どういった扱いにされているか、しっかりとした基準があるのかどうか事務局に再度伺いたいと思います。

○総務係長【城所淳子君】 今現在はパソコンの購入やリースに関して、特段の取決めというか決まりはない状況です。ですので、その状況に合わせて計上していただいているということになります。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 という答えではありますが。

○委員【俵鋼太郎君】 今、パソコンのリースという話も出たと思いますが、私が聞いている中でパソコンのリース代が認めてもらえなかったという話も聞いたことがある。では、なぜパソコンがリースで計上できないのかという、その辺も含めて、その辺の理論的な整理を、リースだけ按分するという話ではなくて、こういった機器に対してはこういう考え方でやっていますという、議会の考え方をやはり統一すべきだと思う。その上でのリースは按分だとかいう話になってくるのだと思うのだけれど、その辺をぜひと

も検討していただきたい。今回のリース代の按分は、それはそれで、現実的に何人いるか分からないけれど、それはそれでいいですよ。いいけど、その辺も含めて政務活動費の取扱いの考え方というのを、議会としてしっかり持ってはいけないのではないかと、思いますので、それもぜひ、この委員会できなくとも今後の先送りでも何でもいいので、特にある議員は100%、ある議員は50%みたいな、このアンバランスさは議会としてしっかりどこかで統一しておいたほうがよろしいかと思っておりますので、ぜひとも今後、皆さんにお願いです。考えていきましょう。

○委員長【加藤仁司君】 俵委員から御意見いただきました。パソコンの話もありましたが、これは議長から諮問という形で受けてはおりませんので、コピー機のリース代だけに限定して御判断をいただきたいと思っております。

○委員【篠原 弘君】 今の俵委員のおっしゃっていることはよく分かります。そのとおりにかなと思うのですが、その反面、この議会改革の進め方において、今日はコピー機のリース代の按分率の設定と上限額をどうしようかということ、前回の議会改革検討委員会でここで方向性を出そうというふうに決めておりますので、その議論をするのであれば、もっとその前の段階で主張していただけたらありがたかったというふうに思います。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、コピー機リース代の按分率の設定については、「有」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、按分率につきましては、「50%」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

続きまして、上限額の設定についての御意見がありましたら、挙手を願います。特に、先ほど、緑風会の鈴木紀雄委員のほうから、5,000円の根拠はお話があったと思います。ほかの2会派は「1万円」ということです。

御意見ありましたら、お願いいたします。

○委員【俵鋼太郎君】 現実的な話、僕も昔にリースしていたことがあるのだけど、今の最新の複合機を入れると、2万円を超えますよ。月のリース代が。だから、上限というのはどうなのかなという考えがあるので。今、上限額があるのが、たしかガソリン代と携帯電話料金。実は、これ、最初の頃は上限額なしでやっていたのが、とてつもない金額を計上する方が出てきて、そういった中で上限額を決めたっていう経緯があるのだけれど、とりあえずは上限額なしでよろしいかと僕は思います。

○委員【鈴木紀雄君】 うちの会派は先ほどお話をさせていただきましたとおり、「5,000円」ということで上限額を一応提案させてもらっています。通常、いわゆる印刷機、プリンターにも、いわゆるコピー機能などもあるという前提で考えておりましたので、そういうようなものを利用していくような形で議員活動も節減を図っていけば、5,000円程度でコピー機能もある程度クリアできるだろうというふうに思っておりまして、「5,000円」というような提案をさせていただきました。それ以上については、各議員で努力をしていただいて、節減を図っていただくということがあっていいのかなということで、50%まで見ていただけるということですので、そういうような提案でございます。

以上です。

○委員【田中利恵子君】 先ほども申し上げましたので、また繰り返しのなってしまいますが、政務活動費の総額の範囲以内であれば、これは個人の責任において、その政務活動費を使って使用していけばいいというふうに考えます。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 コピー機のリースを何人かの方が利用されていると思いますけれども、ここで政務活動費として認めていただいて、按分というのが決まりました。本当に元の値段が分からないので、何とも言えないのですが、認めていただきましたので、あとは、個人の計上の仕方だと思います。こちらは上限額がなくても、そちらの皆さんの御意見に寄ることは可能でございます。

○委員【鈴木美伸君】 個人的には意見はないのですが、会派で上限「1万円」ということなのではございますけれども、ここで決めてもいいかなと思いますので、皆様方の御意見に従うほうがいいのかなというふうに考えています。

○委員長【加藤仁司君】 今、皆さんから御意見をいただいた中では、このインターネット回線利用料と同様に、上限額の設定は必要ないのではないかという御意見もございました。この上限額の設定については、「無」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、まとめさせていただきます。

ただいま決定をされたことがございまして、検討項目のウ 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）につきましては、インターネット回線利用料につきましては、按分率設定が「有」、按分率が「50%」で、上限額設定は「無」。コピー機リース代につきましては、按分率設定が「有」、按分率が「50%」で、上限額設定は「無」ということとございましたが、このように中間答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのウ 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は午後3時といたします。

午後 2時44分 休憩

午後 2時58分 再開

○委員長【加藤仁司君】 それでは、定刻より少し早いですが、皆さんお揃いでございますので、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、検討項目についてのエ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について、検討項目についてのオ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について、及び検討項目についてのカ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）を一括議題といたします。

これら3件の検討項目につきましては、以前の本委員会におきまして、いずれも委員会運営に関わってくる部分があり、相互に関係することから、これら3件をまとめて協議することを決定しております。

つきましては、本日、御用意させていただいております資料2-1から資料4-2及び参考資料1をまとめて説明させていただいた後に、御協議いただきたいと思っております。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは、御説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。

「1 諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでございます。

「2 本市議会における取扱い及び例外規定」でございますが、本市議会では、原則として、本会議及び委員会ともに「一括質疑・一括答弁方式」を採用しております。例外規定としまして、議会慣例についての第64項に「一般質問における自席での2回目以降の質問」、当初予算等の審査方法の運用についての第3項に「予算特別委員会における2回目以降の質疑」、決算認定案等の審査方法の運用についての第4項に「決算特別委員会の総括質疑における2回目以降の質疑」が規定されてございます。

「3 県内各市における『一問一答方式』の導入状況」でございますが、資料2-2も併せて御覧ください。

資料2-2は、表の左側の欄が本会議、右側の欄が委員会になっておりまして、各市の導入状況を「○」が「全ての場面で導入」、「△」が「一部の場面で導入」、「×」が「導入していない」と表記してございます。県内では、本会議の全ての場面において導入している市が三浦市と厚木市の2市、一部の場面で導入している市が本市をはじめ「△」表記の13市、導入していない市が大和市と座間市の2市でございます。その他、海老名市におかれましては「規定はないが、事実上、一問一答方式となることがある」とのことでございます。

次に、委員会の全ての場面において導入している市が横浜市をはじめ13市、一部の場面で導入している市が本市をはじめ4市、導入していない市が座間市と南足柄市の2市でございます。

一問一答方式に関する説明は以上でございます。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

「1 諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでござい

ます。

「2 本市議会における統計データ（平成27年度～令和3年度）」でございますが、併せて資料3-2も御覧ください。

資料3-2の下段にグラフの凡例を記載してございます。棒グラフが会議時間、「○」マークの折れ線グラフが開会日数、「□」マークの折れ線グラフが議案の件数、「△」マークの折れ線グラフが陳情の件数、「◇」マークの折れ線グラフが報告事項の件数を表しております。これらのグラフから読み取れる傾向を記載したものが、資料3-1の「2 本市議会における統計データ（平成27年度～令和3年度）」の1つ目の「◎」でございます。読み上げさせていただきます。「会議時間と開会日数は相関関係にある」、「会議時間と陳情件数も相関関係にある」、「会議時間と報告事項数も概ね相関関係にある」、「直近の報告事項数は増加しており、今後も増加が見込まれる」ものでございます。

次に、併せて資料3-3も御覧ください。

表面には、3 常任委員会の別に議案、陳情、報告事項の件数と会議時間の上位3件を記載したものでございます。裏面には、会議が長時間にわたった際の議題の詳細を記載したものでございます。こちらのデータから読み取れる傾向を記載したものが、資料3-1の「2 本市議会における統計データ（平成27年度～令和3年度）」の2つ目の「◎」でございます。読み上げさせていただきます。「総務常任委員会は、議案・陳情・報告事項のいずれも件数が多い傾向にあり、会議時間も長い傾向にある」、「厚生文教常任委員会は、陳情・報告事項の件数が多い傾向にあり、3 常任委員会の中で会議時間が最も長い傾向にある」、「建設経済常任委員会は、議案の件数が多い傾向にあるが、3 常任委員会の中で陳情・報告事項の件数が最も少ない傾向にあり、会議時間も最も少ない傾向にある」、「3 常任委員会とも、会議が最も長時間にわたった際の議題としては、報告事項数が多かった」ものでございます。

審査時間に関する説明は以上でございます。

続きまして、資料4-1を御覧ください。資料4-1でございます。

「1 諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでございます。

「2 本市議会における現状及び国会における『質問主意書』」でございますが、本市議会には現状、文書質問制度に係る規定はございません。

次に、地方議会ではなく、国会における制度ではございますが、文書質問制度に近いも

のとして「質問主意書」というものがございますので、国会法の抜粋とともに記載をさせていただきます。

「3 県内各市における文書質問制度の導入状況」でございますが、資料4-2を御覧ください。資料4-2でございます。

県内では、文書質問制度を導入している市は横浜市、横須賀市、鎌倉市の3市でございます。

文書質問制度に関する説明は以上でございます。

最後に、参考資料1を御覧ください。参考資料1でございます。

こちらの参考資料1でございますが、ただいま資料を御説明させていただきました検討項目についてのエ、オ及びカの今後の進め方の案を記載したものでございます。

表面の「1 背景」は、これまでの経緯を記載したものでございます。

「2 各事項の概要」でございますが、「一問一答方式」につきましては、メリットとしまして、「1つの質問に対し1つの回答をする方式のため、論点が分かりやすく、また質問事項を深く掘り下げていくこともできることから、審査の充実化に寄与する」と思われます。デメリットといたしましては、「本市議会では、委員会の質問時間に制限を設けていないことから、『一括質疑・一括答弁方式』に比べ時間がかかることが想定されるため、現状よりも効率性に欠けるとともに、審査時間を圧迫することとなる」と思われます。

次に、審査時間の確保でございますが、メリットとしましては、「より丁寧により多くの質問等ができるようになることから、審査の充実化に寄与する」と思われます。デメリットといたしましては、「単純に審査日数を増やすことは、議事運営の効率化を損ねる懸念があるとともに、特に定例会中の委員会においてはスケジュール的に困難である」ということが挙げられます。

続きまして、文書質問制度でございますが、メリットといたしましては、「報告事項件数の整理につながることから、審査時間の確保及び審査の充実化に寄与する可能性がある」と思われます。デメリットといたしましては、「県内での導入実績が少なく、議事運営への効果検証が困難である。また、執行部への影響（負担）が未知数である」ということが挙げられるものでございます。

参考資料1の裏面を御覧ください。

「3 具体的な進め方」でございますが、イメージ図のほうを御覧ください。「一問一答方式」の採用につきましては、本会議（議案関連質疑）における導入と委員会における

導入とに分けて検討を進め、委員会における「一問一答方式」の導入、報告事項の審査時間の確保及び報告事項の整理効率化（文書質問制度の採用について）の3つを、「委員会審査の『充実化』について」を最重要課題といたしまして、簡素な質疑・答弁の徹底や報告事項における積極的な情報提供の活用といった方法も含めて、総合的に検討を進めることとするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】 ちょっとボリュームが大きいですが、それでも一つ一つお伺いしていかなければならないと思います。

まず、資料2-1ですが、これについては、要するに選択できるようにするというので、「一括質問・一括答弁方式」でも、それから、初めから「一問一答方式」でもどちらでもよいということであれば、私どもとしては、これはそういうふうになればよいと考えます。初めから会派の考え方を述べましたが、そんな風に考えております。

それから、資料はとてもさらなる分析がしやすいような状態にまできちっと揃えられていて大変よいと思ったのですが、資料3-3の「1 常任委員会における議題件数及び会議時間（上位3件）」とあり、総務常任委員会の議案の順位が2番目の11件、そこに令和2年6月12日とあるのですが、その前に平成30年12月4日ともあります。これは、それぞれその日にちにおいて、何件となっているのかをお伺いしたいと思います。

同じように、厚生文教常任委員会なのですが、議案の順位の1位として12件ということで、平成30年2月2日と令和2年12月4日とあるのですが、同じくそれぞれ議案がいくつあるのか。建設経済常任委員会も同じようにお伺いしたいと思います。

それと、資料4-1ですが、常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）とありますが、「1 諮問事項の概要」とあり、提案理由のところを読んでまいりますと、提案理由の下から2行目辺りから「今後予算や議案審議が予定されている案件等が該当する」とあります。それを決めるのは、誰なのか。誰を想定しているのか。答えられると思いますが、そのことについてお伺いします。

それから、その下の概要説明、この背景なのですが、上から3行目に「非効率な会議運営によって、周囲が空虚感や不快感を抱き」とあります。どなたがどのように空虚感や不快感を抱いておられるのか。この情報について、具体にお伺いしたいと思います。

それから、それに続いて、「それが議会への不信感に繋がってはならない」とありますが、そのようなことが生じているのか。それとも、私としては、憶測のようにも感じられるのですが、何か具体的に分かっているとすれば、どのようなことなのか伺います。

あと、最後に、「一問一答方式」の採用、委員会における報告事項の審査時間の確保、文書質問制度の採用を、委員会審査の充実化に向けていきたいと思います。少し意見にもなってしまうようですが、総合的に検討を進めるということですが、それら3つを一つ一つこれまでのようにここでちゃんと議論をして、その結果を今後の議会運営に生かせばよいことだけの話ではないかと思えます。であるのに、「総合的に」といいますが、その「総合的に」のイメージがよく分からないのと、どういうふうを考えているのかをその辺りをお伺いしたいと思います。

多岐にわたってしまいました。お伺いしたいと思います。

以上です。

○書記【本多翔悟君】 ただいまの御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、「一問一答方式」に関する御質問で、選択をできるようにするのか否かといった趣旨の御質問がございました。こちらにつきましては、「一括質問・一括答弁方式」と「一問一答方式」とを選択できるようにするというのも、「一問一答方式」のみに決めてしまうということも、どちらの方向性も可能と考えてございます。

続きまして、2点目の御質問でございます。資料3-3への御質問へのお答えでございますが、こちらの御質問への私の理解が不足しておりましたら、申し訳ございません。まず、総務常任委員会の議案のところ、順番としまして2位の11件のところでございますが、平成30年12月4日と令和2年6月12日のそれぞれの件数はいくつであったのかという、11件の内訳に関する御質問であったと理解しておりますが、こちらにつきましては、両日とも同数の11件であったものでございます。資料の作りが分かりづらいものでございましたら、申し訳ございません。恐れ入ります。厚生文教常任委員会の12件につきましても、建設経済常任委員会の14件につきましても、同様でございます。

続きまして、3点目の御質問でございます。資料4-1への御質問でございました。提案理由のところの「今後予算や議案審査が予定されている案件等が該当する」というところでございますが、こちらを誰が判断するのかという御質問でございましたが、こちらにつきましては、この時点で具体的にどなたがというところまで断定をされての提案理由では

ないのではないかと捉えているところでございます。今後、どなたがどこで判断するのかというところも含めまして、御協議いただくことが必要になるのではないかと考えております。

続きまして、4点目でございますが、その下の概要説明のところに関する御質問でございました。3行目の終わりの「非効率的な会議運営によって、周囲が空虚感や不快感を抱き」というところへの御質問でございましたが、こちらも特定のどなたからということよりもこのように皆様の様々な思いがある中で、市民の方や議会を傍聴されている方の中には、こういった感情をお持ちの方もいらっしゃるということを表現されていらっしゃるものと捉えております。その続きの「それが議会への不信感に繋がってはならない」というところにつきましては、そういった思いをお持ちでいらっしゃると思われる中で、それを契機に議会への不信感につながってはならないという思いを述べられていらっしゃるものと捉えております。

最後の6点目の御質問でございますが、参考資料1の裏面でございました。具体的な進め方の終わりのほうでございます。「総合的に検討を進めることとする」というところでございますが、こちらにつきましては、田中委員のおっしゃるとおりそれぞれの項目を個別個別に検討するという方法も当然あるとは思っておりますが、これらの3つにつきましては、それぞれメリット・デメリットがございますことと、それぞれ相互に関連し合っているところがございます。そういった要素も含めまして、以前の本委員会の中で3つをまとめて協議を進めていくという方向づけがされたものだと思いますので、あくまで個別個別で3つを検討していくよりは、総合的に3つを絡ませ合いながら、関連させ合いながら、検討を進めることがよろしいのではないかと考えて、このように記載をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員【田中利恵子君】 資料4-1ですが、その文書質問制度の採用についてのところの文中に、「非効率な会議運営によって、周囲が空虚感や不快感抱き」云々とあるのですが、それについては、特定というよりはこういった方もいらっしゃるというようなことを回答として言われましたが、それがどういう根拠をもって、そのように言われているのかというのは、これはとても不思議だと思います。ここに示されている、書かれているということは、重視しなければならない本当に大変なことが書かれているのです。であるからして、こういうことを書く以上は、それなりの具体的な事例があるとかこうい

感染症等の状況を踏まえて、実施するか否かは当然判断することは重要なことだということとは申し上げておきます。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 予算の場合は、必要だと思う会派や個人で視察していけばいいのではないかと考えております。決算のほうは認定なので、その都度協議して考えていけばいいのではないかという考え方です。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 誠風としては、「原則として実施しない」という結論です。予算特別委員会も決算特別委員会も双方ともです。そもそも現状では、予算特別委員会は「任意」で決算特別委員会は「必須」だということになってはいますが、そういったことで実際に議論するときには、どこにしましょうかという協議に入っていますけれど、そもそもそのベースのところを実施しないということにしておいて、もし重要案件があったときには、その重要案件についての視察要望等があれば、その場で協議をしていくという進め方に変えたらどうかということで、ベースとしては「原則として実施しない」という、そういう考えでございます。

○委員【鈴木美伸君】 予算特別委員会のほうは「実施しない」ということで、決算特別委員会のほうは「現行のまま」ということです。特にこれ以上申し上げることはありません。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 私どものほうは、予算については、まだ執行がされていないということで、現地を見てもあまり意味がない部分が今までも多かったのかなと思っています。ただし、決算については、書類等の審査のみにとどめずに、やはり予算執行についての結果を確認する必要があるだろうということから、現地確認としての査察を行うべきだというふうに思っております。

以上です。

○委員【俵鋼太郎君】 うちの会派は、予算につきましては、現行のとおり「都度協議」、決算につきましては、必要があれば行ける状況は残しておきたいので、それも「都度協議」と書かせていただきました。

以上。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

資料1を御覧になっていただき、集計のところに、予算特別委員会現地視察につきましては、「現行のまま（都度協議）」とする会派が2会派、「必須」とする会派がゼロ会派、「原則として実施しない」を含めた「実施しない」とする会派が4会派。決算特別委員会現地査察につきましては、「現行のまま（必須）」とする会派が3会派、「都度協議」とする会派が2会派、「実施しない」とする会派が1会派でございました。

この検討項目につきましては、正副委員長としましては、本日の本委員会で方向性が決定できればと思っております。

それでは、協議に入りますが、まず予算特別委員会現地視察と決算特別委員会現地査察とに分けて協議させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について、まずは予算特別委員会の現地視察について、どのように考えるか御意見をいただきたいと思っております。御意見のあります方は挙手を願いますが、先ほど、各会派の御意見をいただいておりますので、それ以上の御意見はないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御意見もございませんので、終わります。

今、資料1で見ますと、現地視察を「実施しない」という会派が4会派、「現行」ということでの「都度協議」という会派が2会派ということであります。4対2のような形でありますけれども、現行を主張される2会派の方々の中で御意見ございますか。

○委員【田中利恵子君】 予算の現地視察については、個人とか会派で視察したらどうかというような御意見もございましたが、私は、予算の対象となったものについて、今回はここが重要なのでぜひ視察をしたらよいのではないかと思うときは、やはりせつかく予算特別委員会という委員会が設置されているわけですから、そのことを踏まえるのならば、予算特別委員会として共有することが非常に大事だと思っております。ですから、現地の視察も全員できちっと対象物となるものを見に行くという、こういうことが必要になるのではないかという考えです。

以上です。

○委員【俵鋼太郎君】 「都度協議」とした理由の一つに、過去の経験があるのですよ。予算特別委員会で現地視察を試みたら、こんなところにお金を使っていくのというので、一回否決になった案件もあるんですね、実は。このままやらないと決めることは簡単だけれど、もしそういった案件が今後出てきたときに、やはり委員全員が同じものを見て、同じような考えを持つということも必要なのかなと思うので、現行のまま都度協議。やらないならやらないでいいのだけど、都度協議の形だけは残しておきたいなということから、都度協議にさせていただきました。

○委員長【加藤仁司君】 今、現行の都度協議ということで、お2つの会派があります。それ以外の4会派については、実施しないということではありますが、ただ実施しないということであっても、委員会としては実施しないという決定をしても、例えば、常任委員会もしくは個人というような形での視察はできないことはないということもありますので、今の中で特に多数決を採るという形ではなく、4会派が実施しないということなので、当委員会としては、予算特別委員会現地視察については、「実施しない」ということで中間答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員【田中利恵子君】 委員長の今おっしゃられることは尊重いたしますが、ただ私ども日本共産党としての考え方は、あくまでも委員会として現行のままとすると、都度協議行って実施するということには変わりはないということは申し上げておきます。以上です。

○委員長【加藤仁司君】 この資料1の中には、誠風のほうも「都度協議」とするというのがまず第一にあってから、「原則として実施しない」という表現なものですから、そこを確認させていただきたいと思います。

○委員【篠原 弘君】 そのとおりで結構です。

○委員長【加藤仁司君】 ということは、「実施しない」ということでよろしいですか。

○委員【篠原 弘君】 そうです。はい。

○委員長【加藤仁司君】 それでは、皆さんから御意見をいただきましたが、誠風のこの資料1にあります表現についての整理をしたものを再度発表していただきたいと思います。

○委員【篠原 弘君】 誠風としては、先ほど申し上げましたように、「原則として実施しない」ということですが、希望があれば、その都度協議をするとい

ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、決算特別委員会現地査察につきましては、「現行のままとする（必須）」ということに当委員会としては中間答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのキ 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのク 陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは、御説明させていただきます。

資料5-1を御覧ください。

「1 諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでございます。

「2 本市議会における陳情の取扱い等」でございますが、1から3段落目までにつきましては、「小田原市議会会議規則」と「小田原市議会陳情審査基準」の規定を記載し、本市議会での取り扱いをまとめております。

4段落目につきましては、併せて資料5-2を御覧ください。資料5-2でございます。

こちらは、議会運営委員会で陳情の取扱いを協議した際の資料をベースに、令和4年3月までに受理した陳情の情報を記載したものでございます。令和元年5月から令和4年3月までの期間に受理した陳情は76件であり、そのうち63件につきましては、所管の委員会に付託し審査を行ったものでございます。

続きまして、審査を行わなかった13件の内訳につきまして申し上げます。

小田原市議会陳情審査基準第2号に該当するものが1件、こちらは資料5-2の3ページの陳情番号36が該当するものでございます。

次に、同基準第7号に該当するものが10件あり、こちらは郵送により提出されたものでございました。

残りの2件でございますが、陳情の提出者の方から取下げのあったものでございます。
資料5-1にお戻りください。

「3 県内各市における陳情の取扱い等」でございますが、県内各市では、陳情審査基準に類するものの中で、市の事務に関係のないものや県外在住者から提出されたもの、同一内容のものといった具体的な例を示して、審査をしないと規定している例がございます。
資料5-3を御覧ください。資料5-3でございます。

こちらの表でございますが、一番左の欄は「市の事務外」など4つの分類となっております。これら4つの分類につきましては、資料5-2の表の右側に記載されているものと同様の分類となっております。

資料5-3にお戻りください。

表の真ん中の欄でございますが、こちらは審査をしない基準を記載しており、括弧内は該当する規定のある市の名称となっております。

同じく表の右側の欄でございますが、こちらは、それぞれの審査をしない基準を本市に適用した場合の審査件数の変化でございます。審査件数等は資料5-2のものを基にしております。順に御説明させていただきますと、真ん中の欄の一番上、「①市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの」という審査をしない基準を本市に適用しますと、63件だった審査件数が36件に変化するものでございます。

次に、「②市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの。ただし、意見書提出を願意とするものは除く」を適用しますと、63件のまま変化はございません。その理由でございますが、市の事務に関係しない事項についての行為を求める陳情の全てが意見書提出を願意とするものが内容であったからでございます。

次に、「③国の専管事項及び神奈川県の特権に属するもの。ただし、市民生活に直結するもので、特に議長が必要と認めたものを除く」でございますが、こちらは、「市民生活に直結するもの」という判断が難しいため、件数の変化については、「保留」とさせていただきます。

次に、「④国、県等への意見書提出を求める陳情」でございますが、こちらを本市に適用した場合は、63件から35件となります。

次に、「⑤市外居住者から郵送で提出されたもの」及び「市内に住所を有しない者（市

政に利害関係を有する者を除く) から郵送により提出されたもの」でございますが、こちらにつきましては、63件のまま変化はございません。その理由でございますが、本市では、居住地等を問わず、郵送で提出されたものは参考配付としているからでございます。

次に、「⑦提出者が県外のもの」でございますが、こちら63件のまま変化はございません。その理由でございますが、期間中に該当するものがなかったからでございます。

次に、「⑧市外居住者からの提出によるもの」でございますが、こちらにつきましては、該当する規定のある市はございませんでしたが、「⑦提出が県外のもの」に関連するものとして、加えさせていただきました。こちらを本市に適用しますと、63件から47件になるものでございます。

最後に、「⑨採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認められるもの」でございますが、こちらにつきましては、63件から36件となるものでございます。

説明は以上でございます。

委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

この検討項目につきましては、正副委員長としましては、先ほどの検討項目のエからカとも関連性があることから、引き続き、次回以降の本委員会でも協議をした上で、方向性を決定していきたいと思っております。これに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

つきましては、一度会派にお持ち帰りいただきまして、また、調査票によって現時点での各会派の意見を取りまとめて、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えております。調査票につきましては、先ほど、書記の説明がありましたように、この陳情の審査を「する」・「しない」、「しない」場合には、資料5-3にあります、このような項目を取り入れるか否か、どうするかというような形式での調査票になろうかと思っております。この調査票は、5月31日までに事務局から配付をいたします。そのような点も踏まえまして、何か御意見がありましたら、お願いいたします。

委員【鈴木紀雄君】 配付が5月31日までにということですが、締切り

はいつ頃になるのでしょうか。

委員長【加藤仁司君】 締切りにつきましては、先ほどの案件もありますので、本日の本委員会の最後に皆さんで御協議をしていただきたいと思います。追加資料等について、現時点で必要なものはございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長【加藤仁司君】 それでは、追加資料の請求もございませんので、以上で、検討項目についてのキ 陳情の取扱いについてを終わります。

委員長【加藤仁司君】 次に、協議事項の(3) 次回の開催日程についてを議題といたします。

次回の本委員会の開催につきましては、前回、令和4年4月21日開催の本委員会における資料2を御覧ください。

資料2の表の一番左側の工程欄の「⑦」でございます。開催内容は、中間答申(案)の検討、検討項目②、⑨から⑪及び⑭の協議、そして、検討項目①の方向性の決定を予定しております。また、開催日は6月下旬を予定しておりますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

再度申し上げますが、皆さん、資料をお持ちの方は、工程の部分、これを見ていただくと、中間答申(案)の検討、検討項目の②、⑨から⑪及び⑭の協議、そして、検討項目①の方向性の決定。これを予定しておるのが、6月下旬ということでございます。6月下旬に本委員会を開催するということで、よろしいかどうかをお伺いしているところでありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長【加藤仁司君】 御異議ないものと認めます。

よって、次回の本委員会開催については、6月下旬ということにさせていただきます。ここで、具体的な日程調整のために、暫時休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時54分 再開

委員長【加藤仁司君】 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、次回の開催につきましては、令和4年6月30日(木)の午前10時からとさせ

議会改革検討委員会提出事項（令和４年５月２６日）

1 協議事項

(1) 議席の一部変更（追加）

(2) 検討項目について

ア 議員提案政策条例の体制づくりについて

イ 議員定数について

ウ 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

エ 全ての会議（代表質問・一般質問の１回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

オ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

カ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

キ 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について

ク 陳情の取扱いについて

(3) 次回の開催日程について